

東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町(水道事業を含む。)が締結する契約等から暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約

イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他建設工事に関連する業務の契約

ウ 設備の保守、清掃、警備、電算システムの開発その他の役務の提供又は物件の製造請負に係る契約

エ 物件の購入、借入れ、売払い又は貸与等の契約

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る契約

カ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定

キ アからカまでに掲げるもの以外の契約であって、暴力団等との契約を必要とする特段の事情があるとして町長が認める契約以外のもの

(2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 東員町財務規則(昭和63年東員町規則第11号)第125条の規定に基づき競争入札参加資格者名簿に登録された者

イ アに掲げる者以外の者であって、本町が締結する契約等の相手方となる者

(3) 法人等 法人、法人格を有しない団体及び個人事業主をいう。

(4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人事業主にあつては、その者及びその者の支配人

(5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (6) 暴力団関係者 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察が確認した者をいう。
- (7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が経営し、又は運営に実質的に関与していると警察が確認した法人等をいう。
- (8) 契約者等 東員町の契約等の相手方及び下請負人をいう。
- (9) 不当介入 契約者等に対して行われる契約等の履行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。) 及び妨害(不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。) をいう。
- (10) 資材販売業者 資材等を扱う次に掲げる者をいう。
 - ア 法人又は個人が経営する会社等
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号) 第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及びその構成員
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号) 第 3 条に規定する中小企業等協同組合及びその構成員
 - エ その他資材等を販売する事業者及びその構成員
- (11) 資材等 生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石(リサイクル材を含む。)、土砂、コンクリート二次製品等並びに物品及びこれらに附属する部品等をいう。
- (12) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (13) 廃棄物処理業者 廃棄物処理法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

(警察署からの通報に伴う対応)

第 3 条 町長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表のいずれかに該当するものとしていなべ警察署長から通報があり、入札参加資格者等として不相当と認められると判断したときは、東員町建設工事等指名停止措置要領(以下「指名停止措置要領」という。) に基づく必要な措置(以下「指名停止措置要領に基づく措置」という。) を講じるものとする。ただし、前条第 2 号イに規定する者の場合は、指名停止措置要領に準じた措置又は契約者等から当分の間排除する措置(以下、これらの措置を「指名停止措置要領に準じた措置」という。) を講じるものとする。

(情報入手に伴う対応)

第4条 町長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表のいずれかに該当する疑いのある情報を入手したときは、いなべ警察署長に該当するか否かを照会するものとする。

2 町長は、前項の規定による照会の結果、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げるいずれかに該当すると確認したときは、前条の例による。

(契約等における資材等購入等の排除)

第5条 契約者等は、契約者等と取引関係のある資材販売業者又は廃棄物処理業者(以下「資材販売業者等」という。)又はその役員等が別表第1項に該当すると認めたとときは、当該資材販売業者等から契約等に係る資材等を購入し、又は契約等に関し当該廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

2 町長は、いなべ警察署長から資材販売業者等又はその役員等が別表第1項に該当するとの通報又は回答があったときは、当該事実を契約者等に通知するものとする。

3 町長は、契約者等が資材販売業者等又はその役員等が別表第1項に該当することを知らず資材等を購入し、又は廃棄物処理施設を使用したと認めたとときは、指名停止措置要領に基づく措置を講じるものとする。ただし、第2条第2号イに規定する者の場合は、指名停止措置要領に準じた措置を講じるものとする。

(契約等の解除)

第6条 町長は、契約者等に対して第3条、第4条第2項及び第5条第3項の規定による措置を講じたときは、当該契約等を解除できるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 町長は、契約者等が本町と締結した契約等の履行に際して、暴力団等による不当介入を受けたと認めたとときは、契約者等に対し直ちに本町への報告を求めるとともに、所轄の警察署へ通報するよう指導するものとする。

2 町長は、契約者等から前項の規定による報告があったときは、速やかにいなべ警察署長と連絡及び協議を行い、契約者等を適切に指導するものとする。この場合において、契約者等が不当介入による被害を受けているときは、契約者等に対し被害届を速やかに所轄の警察署に提出するよう指導するものとする。

3 町長は、いなべ警察署長から、契約者等が第1項に規定する所轄の警察署への通報を怠ったことが認められる通報があった場合、契約者等にその事実の内容を確認するものとする。

4 町長は、前項の規定による確認の結果、契約者等が所轄の警察署への通報及び本町への報告を怠ったことが確認された場合、指名停止措置要領に基づく措置を講じるものとする。ただし、第2条第2号イに規定する者の場合は、指名停止措置要領に準じた措置を講じるものとする。

5 町長は、契約者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長の措置を求められた場合には、いなべ警察署長との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長を行うものとする。

(情報の管理)

第8条 町長は、第3条、第4条、第5条及び第7条の規定において知り得た情報を適正に管理し、当該情報の漏えい防止に努めるものとする。

(警察署長との連携)

第9条 第3条、第4条、第5条及び第7条の規定に基づき措置を講じる場合の具体的な手続については、町長といなべ警察署長との間で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

- 1 暴力団等と認められるとき。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。
- 3 暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）。
- 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負うこと、暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待し、又は同席すること等暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）。
- 6 暴力団等であることと知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。